

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

氏 名 _____

災害のあった日		①	平 . .	入 金 額 算 入 額	最終取崩年分における取崩額	⑦	円
同上の日から1年を経過する日		②	平 . .		本年分の要取崩額 (「④又は⑦」と⑩とのい ずれか少ない方の金額)	⑧	
最終取崩年分		③	平成 年分		総収入金額算入額 (「⑧」+ (延長確認申請 書の「③」))	⑨	
本 年 分 総 収 入	最 お 終 け る 取 崩 年 分 前 の 年 分 に 算 入	本年分の必要経費に算 入した修繕費用等の額 (⑬の合計額)	④	円	翌年分繰越額の計 算	年初災害損失特別勘定在高	⑩
		④を補てんする保険金 等の額	⑤		本年分において総収入金額 に算入すべき金額 (⑨の金額)	⑪	
		差引要取崩額 (④ - ⑤)	⑥		年末災害損失特別勘定残高 (翌年分へ繰り越す金額) (⑩ - ⑪)	⑫	
本年分において被災事業資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細							
被 災 事 業 資 産	名称及び種類 又は共通費用の費目						
	被災事業資産の所在地						
	構造、設備の 種類及び細目						
修繕等の工事の名称等		⑬					
同上の修繕等の工事期間		⑭	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額		⑮	円	円	円	円	
⑮のうち本年分の 必要経費算入額		⑯					

書 き か た

- 1 この明細書は、個人が平成7年4月6日付「阪神・淡路大震災に関する諸費用等の所得税の取扱いについて」通達に定めるところにより、平成7年分において災害損失特別勘定の繰入れをし、平成8年分以後の年分において災害損失特別勘定の金額を有する場合に記載します。
- 2 この明細書は、災害損失特別勘定を取り崩して総収入金額算入をする年分の確定申告書に添付してください。
- 3 この明細書の次の欄は、次により記載してください。
 - (1) 「①」欄には、被災事業資産について災害のあった日を記載します。
 - (2) 「②」欄には、「①」欄に記載した日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成7年1月17日である場合には、平成8年1月17日）を記載します。
 - (3) 「③」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年分（以下「最終取崩年分」といいます。）を記載します。
 - イ 平成9年1月6日までに「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」を所轄税務署長に提出した場合 修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分
 - ロ イ以外の場合 平成8年分
 - (4) 「④」欄には、「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」を所轄税務署長に提出した場合において、本年分が最終取崩年分前の年分であるときに、「⑤」欄の合計額を記載します。
 - (5) 「⑤」欄には、平成8年1月1日以後において、修繕費用等について保険金、損害賠償金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補てんされた金額がある場合に、当該補てんされた金額のうち「④」欄の修繕費用等の額に充てた金額の合計額を記載します。
 - (6) 「⑦」欄には、本年分が最終取崩年分である場合に、前年分の年末災害損失特別勘定残高を記載します。
 - (7) 「⑨」欄には、本年分における災害損失特別勘定の取崩しによる総収入金額算入額を記載しますが、平成8年分にあつては、「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」を提出した場合において、同申請書の「平成8年分において総収入金額に算入すべき金額③」欄に記載する金額があるときは、その金額に相当する金額を含めて記載します。
 - (8) 「⑩」欄には、本年分が最終取崩年分前の年分である場合に、その年1月1日現在における災害損失特別勘定の金額を記載します。
 - (9) 「本年分において被災事業資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「被災事業資産」の各欄は、被災事業資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災事業資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り被災事業資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「⑬」欄及び「⑭」欄に記載することができます。
 - ロ 一の被災事業資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。
 - a 「⑬」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
 - b 「⑭」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
 - ハ 「⑮」欄には、「⑬」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。

なお、修繕費用等とは「阪神・淡路大震災に関する諸費用等の所得税の取扱いについて」通達の2に掲げる費用をいいます。
 - ニ 「⑯」欄には、「⑮」欄に記載した金額のうち本年分において必要経費に算入した金額を記載します。